



議案第十七号

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十二条中「、職務の等級の変更」を削る。

第十五条第一項中「さん橋賃」を「棧橋賃」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。